

議案第 2 5 号

天理市税賦課徴収条例の一部改正について

天理市税賦課徴収条例の一部を次のように改正しようとする。

平成24年 3 月 5 日提出

天理市長 南 佳 策

天理市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

天理市税賦課徴収条例（昭和29年 7 月天理市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「第 2 章」の次に「（第 8 条を除く。）」を、「第 3 章」の次に「（第14条を除く。）」を加える。

第83条に次の 1 項を加える。

3 市長は、特別の事情がある場合において前項の納期により難いと認められるときは、同項の規定にかかわらず別に納期を定めることができる。

第95条中「4,618円」を「5,262円」に改める。

附則第 9 条を次のように改める。

第 9 条 削除

附則第16条の 2 第 1 項中「2,190円」を「2,495円」に改める。

附則第21条の 2 第 1 項中「この条において」を「この項において」に、「）については」を「）がある場合には、特例損失金額（同条第 3 項に規定する災害関連支出がある場合には、同項に規定する申告書の提出の前日までに支出したものに限り。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について」に、「当該特例損失金額」を「当該損失対象金額」に、「年度分」を「年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分」に、「平成23年」を「当該損失対象金額が生じた年」に改め、同条第 2 項を削り、同条第 3 項中「第 1 項前段」を「前項前段」に、「特例損失金額」を「損失対象金額」に、「この条において」を「この項において」に、「平成23年」を「当該親族資産損失額が生じた年」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条第 4 項を削り、同条第 5 項を同条第 3 項とする。

附則第21条の 3 の次に次の 1 条を加える。

(個人の住民税の税率の特例)

第21条の4 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の住民税に限り、均等割の税率は、第31条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第83条の改正規定 平成24年4月1日

(2) 第4条の改正規定、附則第9条の改正規定及び次条の規定 平成25年1月1日

(3) 第95条の改正規定、附則第16条の2の改正規定及び附則第3条の規定 平成25年4月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 平成24年12月31日以前に支払うべき退職手当等(この条例による改正前の天理市税賦課徴収条例(以下「旧条例」という。)第53条の2に規定する退職手当等をいう。)に係る旧条例附則第9条第1項に規定する分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第3条 平成25年4月1日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。